

# 告示

## 埼玉県告示第九百六十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和三年八月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	県道
路線名	川口上尾線
区間	埼玉県川口市幸町三丁目三番地五地先から埼玉県川口市並木元町六十五番地六地先まで